

30 行企第 1205 号
平成 30 年 8 月 23 日
(2018 年)

部局長各位

副市長

平成 31 年度（2019 年度）～平成 35 年度（2023 年度）実施計画策定方針及び
平成 31 年度予算編成方針について（通知）

本年 6 月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2018」においては、我が国の経済状況について、景気回復は、緩やかではあるが長期間にわたって継続しており、今後も、海外経済の回復が続く下で、雇用・所得環境が更に改善し、民需を中心とした景気回復が期待されるとの認識が示された。

一方では、基礎的財政収支の黒字化を目指すという目標を堅持し、財政健全化を、着実、かつ景気を腰折れさせることがないようなペースと機動性をもって行うとされているところである。

また、地方の歳出水準については、国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額について、2018 年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することとされた。

本市の状況については、平成 29 年度（2017 年度）一般会計決算見込みにおいて、前年度に比して歳入で国庫支出金、財産収入、市税の増加などにより約 41.3 億円の増、歳出で補助費等、人件費、扶助費の増加などにより約 23.9 億円の増となり、財政調整基金からの繰入れや、赤字地方債の発行によることなく、実質収支は約 25.3 億円の黒字となった。

一方で、子育て支援施策の充実や超高齢社会への対応などにより社会保障関係経費は増加を続けており、老朽化に伴う公共施設の更新や再整備に係る経費も多額に及ぶものと見込まれる。また、今年度に発生したような地震や豪雨などの災害に対しても備えが必要である。

このような中であっても、社会環境や市民ニーズの変化に柔軟に対応し、福祉・健康・医療、子育て・教育・文化などの諸課題に迅速かつ的確な措置を講じるとともに、都市機能や都市魅力の向上にも努めなければならない。

そのためには、既存の事業についてあらゆる観点から効果検証を行った上で、重点的に取り組むべき施策・事業への集中を図るとともに、中長期的な視点をもって財政負担の平準化に努め、現在策定中の第 4 次総合計画を着実に実現していく必要がある。

以上のことを踏まえ、下記の方針に基づいて実施計画策定及び予算編成に取り組まなければならない。

記

1 平成 31 年度（2019 年度）～平成 35 年度（2023 年度）実施計画策定方針

(1) 基本的事項

ア 第 4 次総合計画の実現に向けた取組の推進

平成 31 年度から開始予定の第 4 次総合計画においては、新たに指標を設定し、進行管理を行うこととしている。総合計画の実現に向けた取組を進めるため、既存の事業について十分に見直しを行った上で、指標にかかる目標値の達成につながる新規・拡充事業の構築を積極的に図ること。

イ 部長マネジメントによる事業の最適化

各部局において、部長のリーダーシップのもと、部マネジメント会議を開催し、課題解決、目標達成等のため限られた人的資源や財源を有効に活用し、中長期的な視点で、部としての戦略が明確となる効果的な事業計画の立案に取り組むこと。

ウ P D C A マネジメントサイクルの強化

行政評価結果を踏まえるとともに、新公会計制度財務諸表を活用し、全事業について効果検証を行った上で、必要な事業の構築を行うこと。特に、市単独事業については、市民サービスの質的向上と最適化を目指すことを踏まえて、事業の重要性や必要性をより厳格に検証すること。

エ 業務プロセスの改善に向けた取組の推進

業務の外部委託化や I C T（情報通信技術）の活用などにより、業務プロセスの改善に向けた取組を進めることは、限られた人的資源の適正配置及び財源の確保につながり、行政サービスの更なる充実や、質の高い業務遂行を図ることが可能となる。業務プロセスの改善は、長時間勤務の是正など、ワークライフバランスの実現にも資するものであり、こうした取組を推進するため、人件費とその他の事業費の垣根を越えたスクラップアンドビルドにより、業務の総合的な見直しを検討すること。

オ 行政経営の視点の共有

健全な財政基盤の維持と、将来への必要な投資を両立させるために、職員一人ひとりが社会情勢と市民ニーズの的確な把握に努め、市民と行政の役割分担を明確にしながら、限られた人的資源や財源を有効活用できるよう経営的視点から知恵と工夫を凝らし、それぞれの役割、立場で課題解決に取り組むこと。

(2) 留意点

ア 平成 31 年度当初予算は骨格予算となるので、提出した事業計画表に基づく実施計画の査定は、原則として継続事業については例年どおり行い、新規・拡充事業については来年度に持ち越し、最初の補正予算時期に合わせて実施することとする。

イ 部マネジメント会議での組織戦略の検討に当たっては、「組織の使命及び目指す姿」、「財源も含めた 5 年程度の中期的な計画と目標の設定」、「施策の優先性」、「事業の選択と集中」の 4 点を踏まえて検討すること。

- ウ 既存事業も含めて妥当性・有効性・効率性・公平性・持続可能性に留意し、より市民のニーズや市民満足度の高い事業の実施につなげること。
- エ 国庫支出金、府支出金などの廃止・削減が確実な事業については、原則として事業の廃止・縮小を行うこととするが、やむを得ず市単独事業として再構築する必要がある場合、事業の継続性や規模、費用対効果などについて厳しく再評価を実施するとともに、事業実施に必要な一般財源については、既存事業の再構築によって確保すること。
- オ 普通建設事業については、公共施設の最適化方針に基づいた施設のあり方を検討した上で、実施に当たっては実施内容、実施手法、実施年度などあらゆる角度から精査を行うこと。また、補助金や市債・基金繰入金等の特定財源の活用漏れが無いよう十分に留意すること。

2 平成 31 年度（2019 年度）予算編成方針

(1) 基本的事項

ア 枠配分予算の取扱い

平成 31 年度当初予算が骨格予算となることから、予算額の配分は目安額として行うこととし、配分の範囲内であるか否かを問わず、必要に応じて企画財政室査定を行うこととする。

(2) 留意点

ア 政策経費については、前述の「1 平成 31 年度（2019 年度）～平成 35 年度（2023 年度）実施計画策定方針」に沿って取り扱うこととする。したがって、平成 31 年度に実施計画査定となる新規・拡充事業は、当初予算では措置されないため、その後の補正予算時期に合わせて行われる査定結果を踏まえて再度予算要求を行うこと。

イ 上記アの肉付け予算にかかる補正予算のほか、年度途中での補正予算は、国や府の制度改正や災害復旧等緊急を要するやむを得ないもの以外認められないことを念頭に置き、当初予算で計上すべきものに漏れないよう十分に精査した上で、年間予算を見積ること。

ウ 歳入は、適正な試算により過大な見積りは厳に慎むこと。歳出は、「各歳出科目の算定基準」により適切な算定を行うこと。

エ 国・府の政策・施策・事業や予算編成などの動向について、常にアンテナを張り、情報収集できるよう十分留意しながら、国庫支出金、府支出金などの特定財源の確保に努めること。ただし、事業の緊急性や有効性、将来的な負担などについて十分検討した上で、予算要求を行うこと。

オ 市税、使用料及び手数料、各種自己負担金については、徴収対象等の完全な把握と収入率の向上に努めること。

カ 国庫支出金、府支出金などの補助制度のある事業にあつては、事業内容、実施年度等について事前調整を行い財源の確保に努めること。また、使用料等についても、利用者増となる事業内容の見直しにより特定財源の増収に努めるなど、常に財源を念頭に置くこと。